

# 学校いじめ防止基本方針

県立南薩特別支援学校

## 1 いじめの定義

いじめとは、「児童等に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

(いじめ防止対策推進法第2条1項)

### 【具体的ないじめの態様（例）】 「鹿児島県いじめ防止基本方針」より

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
  - ・ 不快を感じるあだなをつけられ、しつこく言われる
  - ・ 容姿や言動について、不快なことを言われる
  - ・ 「消えろ」「死ね」などと存在を否定される
- 仲間はずれや集団による無視をされる
  - ・ 遊びや活動の際、集団の中に入れない
  - ・ わざと会話をしない
  - ・ 席を離す、避けるように通る
- ぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
  - ・ ぶつかるように通行する、通行中に足をかけられる
  - ・ 遊びと称して、よく技をかけられたり、叩かれたりする
  - ・ 叩かれたり、蹴られたりすることが繰り返される
- 金品をたかられる
  - ・ 脅されてお金や品物を要求される
  - ・ 筆記用具を何度も貸しているが返却されない
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
  - ・ くつを隠される
  - ・ 持ち物を取られ、傷をつけられる、ゴミ箱に捨てられる
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
  - ・ 机や壁に誹謗中傷を書かれる
  - ・ 人前で衣服を脱がされる
  - ・ 脅されて万引き等をさせられる
- パソコンや携帯電話等を使って、誹謗中傷や嫌なことをされる
  - ・ ブログや掲示板に誹謗中傷や事実と異なることを書かれたり、個人情報や恥ずかしい写真を掲載されたりする
  - ・ いたずらや脅しのメールを送られる
  - ・ SNSのグループからわざと外される

## 2 本校におけるいじめに対する基本認識

「いじめはどの学校でも、どの学級でも、どの子どもにも起こり得る」という認識をもつ

- ・ いじめは人権侵害・犯罪行為であり、「いじめを絶対に許さない」学校をつくる。
- ・ いじめの事実関係の把握、いじめであるか否かの判断は、各学部内（必要に応じて、管理職や生徒指導主任も参加）で判断・検討を行う。担当が一人で抱え込まず、学校全体で組織的に対応する。
- ・ いじめられている子どもの立場に立つ。
- ・ いじめる子どもに対しては、毅然とした対応と粘り強い指導を行う。

## 3 いじめの未然防止、早期発見、早期対応・解決

### 【未然防止】

- ・ 学校生活全体を通じての規範意識や集団の在り方についての学習の充実に努める。
- ・ 全教職員が気付きを大切にし、児童生徒とのコミュニケーションを密にする。
- ・ いじめに対する職員研修の充実、いじめ相談体制の整備を行う。
- ・ 地域や関係機関との定期的な情報交換を行い、日常的な連携を深める。

### 【早期発見】

- ・ アンケートや個別面談等を利用して、子どもからの情報を集める。
- ・ 各教職員が得た、いじめに関する情報を他の全教職員で共有する。
- ・ 定期的に、いじめ問題を考える日（毎週火曜日）を設定する。
- ・ 連絡帳や電話、教育相談、PTA等で保護者や学園と情報を共有する。

### 【早期対応・解消】

- ・ いじめられている子どもや保護者の立場に立ち、詳細な事実確認を行う。
- ・ いじめ対策組織にて現状の把握や対応を検討する。
- ・ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用や関係機関等との連携を図る。
- ・ いじめが解消された後も継続的に観察や保護者との連絡を行う。

#### 4 学校いじめ防止基本方針（組織表）

##### 【いじめ問題への学校の目標】

いじめはどの学校でも、どの学級でも、どの子どもにも起こり得るという認識もと、校訓である「強く 正しく 豊かに」を軸に、教育活動全体を通じて豊かな心や人権感覚の育成に取り組み、いじめのない学校づくりを目指す。

##### 【いじめ・問題行動等防止対策委員会】★1

年3回実施 事案が起こった場合は適宜実施

- 業務内容**
- ・ 年間を通した取組等についての報告・検討・推進
  - ・ いじめ、不登校、生活指導などに関して情報の共有や解決に向けた対策の検討
  - ※ 事案発生時に適宜開催
    - ・ 事態の状況報告、指導体制・方針の決定（校長）
    - ・ 関係機関との連携

- 構成委員** 校長、教頭、教務主任、各学部主事、生徒指導主任、養護教諭
- ※ 必要に応じて担任、関係職員、外部専門家が出席する

##### 【学校関係者評価委員会】

信頼される学校づくりのための委員会

##### 【PTAとの連携】

- 学級・学年・学部PTA、PTA総会の活用

##### 【学校の取組（対応等）】

- 未然防止
  - ・ いじめの防止及び対策に関する基本的な考え方の共通理解
  - ・ 学校の教育活動全体を通じた人権教育、仲間づくり
  - ・ 生徒指導関連の職員研修
  - ・ 保護者向けの教育講演会の実施
  - ・ いじめ問題を考える週間の実施
  - ・ 定期的な★1の実施
- 早期発見
  - ・ 定期的なアンケートの実施
  - ・ 担任による個別面談や教育相談での聞き取り
  - ・ 児童生徒と教師との日頃からのコミュニケーション、信頼関係づくり
- 対応
  - ・ ★1での組織的な対応
  - ・ 心のケア及び適切な指導
  - ・ スクールカウンセラー等の活用

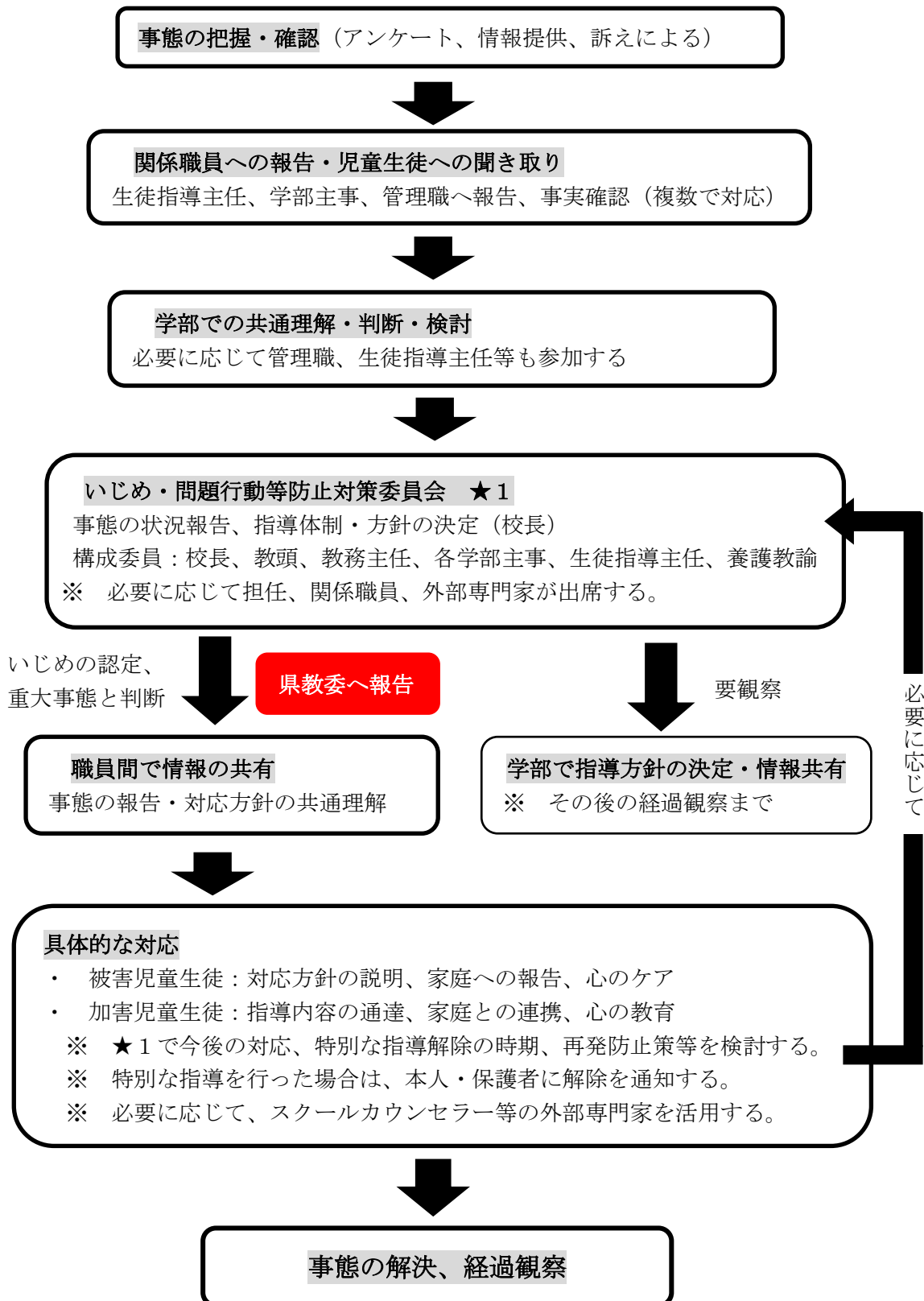
##### 【県教委との連携】

- 毎月のいじめ事案報告
- 研修等への講師派遣

##### 【関係機関との連携】

- 警察
- スクールカウンセラー
- 児童相談所
- 市町村の福祉部局
- 保健・医療機関
- 福祉施設
- 地域の学校
- 地域の町内会

5 学校いじめ防止基本方針（校内体制及び具体的な対応）



## 6 いじめ防止等への具体的な取組

- ア 毎年4月と9月にいじめ問題を考える週間やいじめ問題を考える日を設定し、全校朝会・学部朝会・特別活動等を通じて、よりよい人間関係について考える場面を設定する。
- イ 職員研修や外部講師を招いた人権教育についての授業を通じて、人権意識を高める。
- ウ 年5回のアンケートを実施したり、教育相談等で気軽に悩みを相談したりできるように、いじめの未然防止に努め、相談支援体制の充実を図る。
- エ P T A総会での保護者へのいじめに関する報告・説明や、ホームページでのいじめに関する基本的な考え方の掲載などを通じて、開かれた学校づくりを目指す。
- オ スクールカウンセラーや学校関係者評価委員会など外部専門家や地域との連携を図る。

月	学校行事、児童生徒関係	職員関係	保護者、関係機関との連携
4月	いじめ問題を考える週間、 いじめ問題を考える日 一日遠足	生徒心得、学校いじめ防 止・対応基本方針の共通理 解 ホームページへの掲載 アンケート調査①	P T A総会
5月	児童生徒総会 教育相談		
6月	スマホ・人権教室		※スクールカウンセラー来校
7月	児童生徒会活動（アンケー ト調査②）	職員研修（生活指導）	学校関係者評価委員会①
8月		いじめ・問題行動等対策委 員会①	
9月	いじめ問題を考える週間、 いじめ問題を考える日 教育相談	アンケート調査③	※スクールカウンセラー来校
10月			※スクールカウンセラー来校
11月	学習発表会	アンケート調査④	学校関係者評価委員会②
12月		いじめ・問題行動等対策委 員会②	※スクールカウンセラー来校
1月	教育相談		
2月	児童生徒総会	アンケート調査⑤	学校関係者評価委員会③ ※スクールカウンセラー来校
3月	お別れ会	生徒心得、学校いじめ防 止・対応基本方針の見直し いじめ・問題行動等対策委 員会③	※スクールカウンセラー来校 教育講演会（保護者向け）

上記の計画を基に、いじめ問題を年間通じて全職員で取り組み、いじめの未然防止、早期発見・早期対応に努める。 ※ スクールカウンセラーの来校日程については、都合により変更になる場合がある。  
(取組状況の点検と見直し)

学校の基本方針や組織体制、対応の仕方、年間計画、生徒心得について適切に機能しているか年度末に点検し、必要に応じて見直しや修正を行ってホームページに掲載し、いじめ防止等の充実を図る。